

参議院外交防衛委員会會議録第五号

平成二十三年十二月六日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 福山 哲郎君
理事 風間 直樹君
谷岡 郁子君
猪口 邦子君
佐藤 正久君
山本 香苗君

委員 一川 保夫君
加藤 敏幸君
北澤 俊美君
佐藤 公治君
榎葉 賢津也君
山根 隆治君
宇都 隆史君
岸 信夫君
島尻安伊子君
山本 一太君
山本 順三君
山口那津男君
小熊 慎司君
舩添 要一君
山内 徳信君

國務大臣

外務大臣 玄葉光一郎君
防衛大臣 一川 保夫君
(内閣官房長官) 藤村 修君
副大臣 外務副大臣 山根 隆治君
防衛副大臣 渡辺 周君

大臣政務官

防衛大臣政務官 下条 みつ君
事務局側 常任委員会専門員 矢嶋 定則君

政府参考人

内閣府国際平和協力本部事務局 長 羽田 浩二君
外務大臣官房審議官 石井 正文君
外務省中東アフリカ局アフリカ審議官 草賀 純男君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(自衛隊による国際平和協力活動等に関する件)

○原子力の平和的利用における協力のための日本
○原子力の平和的利用における協力のための日本
○原子力の平和的利用における協力のための日本
○原子力の平和的利用における協力のための日本

○原子力の開発及び平和的利用における協力のた
○原子力の開発及び平和的利用における協力のた
○原子力の開発及び平和的利用における協力のた
○原子力の開発及び平和的利用における協力のた

○原子力の平和的利用における協力のための日本
○原子力の平和的利用における協力のための日本
○原子力の平和的利用における協力のための日本
○原子力の平和的利用における協力のための日本

議院送付)

○委員長(福山哲郎君) ただいまから外交防衛委
員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮
りいたします。
外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員
会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内
閣府国際平和協力本部事務局長羽田浩二君外二名
の出席を求め、その説明を聴取することに御異議
ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福山哲郎君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(福山哲郎君) 外交、防衛等に関する調
査のうち、自衛隊による国際平和協力活動等に関
する件を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 今日、まず外務省に最初にお尋
ねをさせていただきますか、お尋ねをいた
す。

十一月二十二日から二十三日にかけて、
中国海軍の艦艇計六隻が沖縄本島と宮古島の間の
公海上を東シナ海から太平洋に向けて通過したと
報道されています。この事実関係の確認と、これ
に対して外務省としてどのように認識をし、また
どのように考えていらっしゃるか、お尋ねをいた
します。

○副大臣(山根隆治君) 今お話がございましたよ
うに、十一月二十二日から二十三日にかけてま
して、中国海軍の艦艇六隻が東シナ海から太平洋
に向けて、沖縄本島―宮古島の公海上を通過し
たものと承知をいたしております。また、これら
の六隻は、十二月一日午後までに沖縄本島―宮
古島間の公海上を太平洋から東シナ海に向けて通

過したものと承知をしております。

いずれの場合につきましても、国際法に違反す
る行動等は確認をされていらないものというふう
に認識をいたしております。我が国周辺海域にお
ける中国艦艇の動向を含めまして、中国軍の動向に
ついて、我が国政府として引き続き注視してい
きたいというふうな考えております。

いづれにいたしまして、中国の国防政策や軍
事力については、その透明性を一層高めていくこ
とが望まれるわけでありませう。我が国といたしま
しても、安全保障分野における様々な対話や交流
を通じて、引き続き中国に対して働きかけをして
いく、そういう考えを持つていらっしゃると思
います。

以上です。

○風間直樹君 ちょうどこの両日は、玄葉外務大
臣が北京を訪問されて楊潔篪外相と会談された、
まさにその当日であります。同時に、さきの外務
大臣、松本剛明大臣がやはり中国で先方の政府首
脳と会談されたときにも同様のことが起きたと、
このように聞いているところであります。

日本の政府首脳や外務大臣が中国を訪れて先方
の政府首脳と会談をする、まさにそれによつて
かのようにこのような中国海軍艦艇の日本近海公
海上の通航が行われる。このことに関して、当
然、外務大臣として何らかの御見解あるいは何ら
かの思いをお持ちでいらつしやると思いますが、
玄葉大臣、その点いかがでございますか。

○國務大臣(玄葉光一郎君) このような行動は二
〇〇八年にもございました。また、二〇〇九年の
六月にもたしかあったというふうに記憶をしてい
るところでございます。

国際法には違反しないということでございます。
ただ、先ほども山根副大臣から話がございます
ましたけれども、当然こういった行動については注

視をしていく必要がございませう。また、だからこそ、海洋機関、海洋機関といつても様々あるわけでありませうけれども、こういった海洋機関同士士の信頼醸成というものを高めていかなければならないということ、そういった相互信頼関係を構築するための対話のプラットフォームという枠組みというものをつくるのではないかと、これを日本側から提案をしているところでございまして、そういったプラットフォームが立ち上がるということが私としては一つの前進であるというふうなことを考えているところでございませう。

○風間直樹君 今回の事案に就いて、私は二つのことを感じました。
一点は、中国海軍によるこうしたケースが起きた場合に、やはり日本政府としての立場で、これは中国首脳との会談の場でも結構ですし、またほかの場でも結構ですが、何らかの不快感を先方に伝えるということが必要だろうということでありませう。

日本の政治文化、日本の社会文化の中では、何か自分の気に障ることが起きた場合に、余りそれを強い言葉、強い文脈で相手に対して伝えるというところは、どちらかというと日本の文化、慣習からしてはばかられることだと私は思いますが、ただ、外交上は、相手国の政治文化、相手国の政治文脈に照らして、こちらがどのような言葉を用いるか、あるいはどのような言葉を伝えるか、それを判断することも極めて重要だと思ひます。特に中国海軍を相手とする場合、このことは外交上極めて大切だと思ひます。

したがって、日本政府におかれましては、今後も恐らくこういう事態が生ずる可能性があると思ひますので、そうした機会が起きた場合には断固としてそれに対する不快感を先方に伝えると、その上で相手のこうした行動を抑止すること、こういうことも必要ではないかということをおまじり申し上げたいと思ひます。いかがですか。
○國務大臣(安業光一郎君) どのような場合で、どのようなルートで、あるいはどのようなレベルで

そういったことを言うかということがまさに一つの判断なんだろうというふうな思ひをいたしまして、今回のこともあるレベルにおきまして当然対話が行われていると。そういったことも含めて、質問趣旨のことも含めてですね、御趣旨のことも含めてそういう対話が行われているというふうな理解をしていただいで結構でございませう。

○風間直樹君 ありがとうございます。
もう一点ですが、外務大臣、昨年この尖閣諸島付近における漁船の衝突事件以来、私はどうも、中国政府が果たして中国の軍を十分コントロールできているのかどうか、この点に懸念を持っております。今回のケースも、恐らく中国政府首脳の意思、意図とは別のところで中国の海軍が行動したという面も否めないだろうと思ひます。この点に対して外務大臣の御認識を伺いたいのが一点。

同時に、もう一つ、もし今指摘したことが事実であるとすれば、日本政府としては、不測の衝突といった事態に備えて、中国海軍とそういう状況をおろそかにせず、法的措置あるいは対話の枠組み、こういったものを整備することが必要だろうと思ひますが、以上二点について御見解を伺ひます。

○國務大臣(安業光一郎君) もう率直に申し上げますと、そういう問題意識を私も持っているものですから、日本側から先ほども申し上げたような対話のプラットフォームをつくらうではないかということを持ちかけていることなんです。本當に、先ほどもこれも申し上げましたが、海洋機関と一口に言っても様々あるわけですね。ですから、政治レベルもハイレベルもそうでありませうけれども、事務レベルも含めて、幾つかの段階でそういった対話のプラットフォームがつくられて、それらがスタートするということが非常に大切なことであるというふうな考えをしております。

それと同時に、いわゆる不測の事態ということも本當に起きてしまつたということも含めて想定すれば、俗にトツトツ同士のいわゆるホットチャン

ネルが、ホットラインがあるというふうになつていゝるんですけれども、本當にそれがどこまでこれまでの間機能しているのかどうなのかというものは、全ての国の一般論で申し上げますけれども、ホットラインであることだと思ひますね。
ですから、やっぱりそういったことについてはしっかりと機能するようにしていくことは非常に大切なことであるというふうな思ひで、私の立場で行動しているというふうな理解していただければと思ひます。

○風間直樹君 そうした環境整備に向けて外務省としても一層の御尽力をお願いしたいと思ひます。
次に、PKO五原則について防衛省にお尋ねをいたします。
いわゆる九二年に作成された国際平和協力法におけるPKO参加五原則、このうち、今日は二二についてお尋ねをしたいと思います。

この五原則の一は、紛争当事者の間で停戦が成立していること。そして、二は、当該平和維持部隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が、当該平和維持部隊の活動及び当該平和維持部隊への我が国の参加に同意していることでありませう。しかし、PKO派遣そのものが、この第二次世界大戦以降の六十年間で、いわゆる紛争あるいは戦争の変質により変化してきたということが度々指摘されているところであります。

原則の今申し上げた二二については、全ての当事者による我が国の参加への同意という基礎に基づいて運用されているところでありませうが、この全ての当事者の合意、同意というものを取り付けること自体が今日の国際環境の中で厳しく難しくなつてきていると、こういう指摘が多々あります。そこで、全ての当事者ではなく、主要な当事者による実効ある和平合意の存在を基礎として、この原則の弾力的な解釈が必要になると、このよ

うな声が今日多数出てきているところでありませう。この点について防衛省の御見解をお尋ねいたします。
○國務大臣(川保夫君) 先生今御指摘の、このPKO参加五原則に関する議論というのは、国会の場でもいろいろと今日まで議論されてきておりますし、また、今の政府の中でもこのPKOの在り方に関する懇談会というものを設けながら検討してまいつております。

そういう中で、先生の今御指摘の件も含めて、我々は、この国際平和協力法におけるPKO五原則の内容についてはしっかりと問題意識を持って引き続き検討してまいりたいと思ひます。これは、我々防衛省としても、昨年の防衛大綱の中にもそういう考え方を盛り込んでおりますので、しっかりとまたこれからも引き続き議論をして方向性を出してまいりたいと思ひます。

○風間直樹君 この五原則については、当然時代の変化に依りて、あるいは国連の内部における様々な意見、議論の変化に依りて、我が国としても対応が求められるところでありませう。
私は、最近の我が国政府内部あるいは国会での議論を踏まえて、そろそろこの五原則を見直す、そうした機が熟してきているのではないかと、この感を感じております。今日も、この後多くの先生方から同様の指摘が出るかと思ひますが、是非とも国会でも一層議論を深めて、しかるべき時期にやほりどのように変えるか決断をする、そのよう

な判断をしなければならぬと思ひます。防衛省におきましても引き続きの御検討をお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。
○佐藤正久君 自民党の佐藤正久です。まず、官房長官にお伺ひします。

鳩山前首相が昨日、講演の中で、普天間移設に関して辺野古以外を探す努力を官邸主導でやるべきだといふふうな注目を付けました。環境影響評価を出す直前にこの民主党最高顧問の発言、官房長官、どう思ひますか。
○國務大臣(藤村修君) 報道でその発言は承知しておりますが、党の最高顧問といえ議員の一人の